『個人情報開示等請求書』

私は、個人情報保護法第 33 条に基づき、下記の事項を請求いたします。

請求内容 ☑	□①保有個人データの開示 □②保有個人データの利用目的の通□③保有個人データの訂正 □④保有個人データの追加 □⑤保有個人データの削除 □⑥保有個人データの利用停止 □⑦保有個人データの第三者提供記 □⑧保有個人データの第三者提供記	己録の開示	辺手を同封願います))	
(ふりがな)				
請求人				
住 所	〒 — TEL:	FAX :		
個人情報を提供 した経緯・方法 ☑	□①面接 □②採用 □③発注 □④ユーザ登録 □⑤保証書 □⑥メールマガジン登録 □⑦アンケート □⑧その他()	
請求の内容 (具体的に) 添付書類:☑ □なし □あり	※訂正の場合は訂正前、訂正後をご記入ください。 訂正・削除の場合は、住民票などの証明書の提出をお願いすることがあります。 ※代理人からのご請求については、次ページ記載の書類をご提出ください。			
回答連絡希望 🛛	□郵送、□来訪、□メールアドレス			
手数料 1,000 円+税	開示、利用目的の通知請求のみ: □切手同封 □切手持参			
【お問い合わせ窓口】		個人情報保護管理者	開示等受付担当	
株式会社ソフィア				
TEL: 053-450-7811 FAX: 053-458-0352 info@spha.co.jp				
∓430-7717				
静岡県浜松市中区板屋町 111-2				
浜松アクトタワー17階		20 / /	20 / /	

記入された個人情報は、お問い合わせの回答の目的のみに利用致します。

この用紙に、当社がお預かりしている以外の個人情報を記入された場合は、回答後に速やかに削除致します。

····· 開示等請求に関する回答書 (以下弊社記入欄) ·····

様

受付番号		回答	: 20 年 月 日 回答方法	去	
ご本人確認方法		□ご本人: □代理人:□委任状	委任状、□ a b c d (末尾参照:該当に○)		
回答内容 添付文書:□なし		添付文書:□なし □あり:			
対 □登録がありません。 □ご本人のデータが確認できません。					
応 □法令の規定により特別の手続きが定められている					
対応できない場合の理由	□(1) A.3.4.4.1 : 次ページの a)、b)、c)、d)				
	□(2) A.3.4.4.3: 開示対象個人情報の利用目的は、ホームページに公表している。				
	□(3) A.3.4.4.4:次ページの a)、b)、c)、d)				
	□(4) A.3.4.4.5 : 次ページの a)、b)、c)				
	□(5) A.3.4.4.6: 利用目的からみて訂正等が必要ではない場合(評価等に関する情報など)				
	□(6) A.3.4.4.7: 次ページの a)、b)、c)				
手数料	□無料 □1,000円(+消費税)を領収しました。				
【お問い合わせ窓口】			個人情報保護管理者開示	等受付担当	
株式会社ソフィア					
TEL: 053-450-7811 FAX: 053-458-0352					
info@spha.co.jp 〒430-7717					
静岡県浜松市中区板屋町 111-2					
浜松アクトタワー17階			20 / / 20	/ /	

代理人からの開示等の請求の場合は、<u>代理人であることを証明する書類、</u>および代理人に関する以下のいずれかの文書をご提出ください。

- a) 運転免許証、パスポート等の写真の写し(代理人の名前・住所が記載されたもの)
- b) 住民票の写し (開示等の求めをする日の前 30 日以内に作成されたもの)
- c) 代理人が弁護士の場合は、登録番号のわかる書類
- d) 本人による代理を示す旨の、委任状

2

□回答できない理由

(1)3.4.4.1 のただし書きに相当 (開示対象個人情報ではない)

- a) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及びおそれのあるもの
- b) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
- c) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関と の交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- d) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの

(2)3.4.4.3 (すでに、開示対象個人情報の利用目的を公表している。)

a) 開示対象個人情報の利用目的は、ホームページに公表している。

(3) 3.4.4.4 のただし書きに相当 (利用目的の通知ができない)

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- d) 開示対象個人情報の利用目的を公表しており、利用目的が明らかであると認められる場合。

(4) 3.4.4.5 のただし書きに相当 (開示することができない)

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 法令に違反することとなる場合

(5) 3.4.4.6 において、訂正、追加又は削除を行わない場合

利用目的からみて訂正等が必要ではない場合(評価等に関する情報など)

(6)3.4.4.7 のただし書きに相当 (利用又は提供の拒否に応じることができない)

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- c) 法令に違反することとなる場合

以上